

## ○足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企業等が取り組むワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、それらに資するサテライトオフィスを整備する者に対して、当該サテライトオフィスの整備費用の一部を補助するため、サテライトオフィス整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、足利市補助金等交付規則（平成19年度足利市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 企業等 法人、個人事業主をいう。
- (2) サテライトオフィス 企業等が拠点事務所から離れた場所に開設する事務所であつて、場所や時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方を実現し、遠隔勤務ができるよう通信機能等を整えた事務所をいう。
- (3) 空き物件 建築基準法第2条第1号に基づく建築物であつて、当該補助金の交付を受けようとする際に居住、事業、その他の使用がなされていない建築物又は新築若しくは改築した建築物をいい、その建築物や集合住宅におけるフロアや部屋等を単位とする場合も含む。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自らが、市内の空き物件を整備して新たにサテライトオフィスを開設する企業等であり、次のすべての要件を満たす者
  - ア 市内の空き物件を購入又は賃借すること。
  - イ 従業員等を対象としたワークライフバランスの充実に取り組むとともに多様な働き方の導入を推進すること。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - エ 市税を滞納していないこと。
  - オ サテライトオフィスとして3年以上運用することを誓約できること。
  - カ サテライトオフィスの設置が、都市計画法や建築基準法等のその他の関係法令に違反しないこと。
- (2) 前号のすべての要件を満たす企業等向けのサテライトオフィスの提供を目的として

空き物件の整備を行い、前号ウからカの要件を満たす空き物件の所有者

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業をいう。)を行う者
- (2) 商品先物取引に関する事業を行う者
- (3) 連鎖販売取引(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。)その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
- (5) 補助金の交付を受けようとする者又はその構成員が足利市暴力団排除条例(平成24年足利市条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者その他助成金を交付することが不相当と認められる者  
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き物件を活用して実施するサテライトオフィスの設置及び運営に係る必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)につき同一年度内200万円を上限として、これを予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 申請者は、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、サテライトオフィスの整備に係る行為に着手しようとする日の前日までに、市長に提出しなければならない。なお、補助対象事業は交付申請書等を提出した年度の末日までに完了するものとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 整備に要する経費の見積書及び明細書の写し
- (3) 整備前の事務所等の写真
- (4) 整備後の平面図(完成後のレイアウト等を明示した平面図)
- (5) 整備を行う空き物件所有者の改修工事同意書又は当該空き物件の賃貸借契約書の写し
- (6) 整備を行う空き物件の所有者を明らかにする書類
- (7) 誓約書(別記様式第3号)

(8) 登記事項証明書又は開業等の届出書、身分を証明する書類の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 すでに、補助金を利用して整備した空き物件を対象とした交付申請は認めない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、その結果を足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付しないことに決定したときは、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに足利市サテライトオフィス整備事業費補助金変更交付申請書（別記様式第6号）に変更する内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を足利市サテライトオフィス整備事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者及び交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付申請取下届（別記様式第8号）により申請の取下げをすることができる。

(1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき

(2) その他市長が必要と認めたとき

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、サテライトオフィスの整備が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(1) 整備に係る領収書の写し

(2) 整備前後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により検査を行い、適正であることを確認したときは、補助金を交付するものとする。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けたものについて調査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	経費の種類
整備費	整備等に係る経費 (例)インターネット環境整備費、電気・電話配線整備費、照明・空調・セキュリティ関連機器等の整備費、壁面等固定式パーティション等の設置費
その他の経費	市長が特に必要かつ相当と認めた経費

※補助対象経費は、サテライトオフィスの設置及び運営に係る必要な経費であることから、サテライトオフィス撤去時における原状回復等に要する費用は、対象外とする。

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
 （申請者）氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付申請書

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金について、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

整備を行う空き物件の所在地	
整備を行う空き物件の所有者	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
売買又は賃貸借契約日	
整備内容	
整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	担当者： (Tel )
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 整備に要する経費の見積書及び明細書の写し</li> <li>・ 整備前の事務所等の写真</li> <li>・ 整備後の平面図（完成後のレイアウト等を明示した平面図）</li> <li>・ 空き物件所有者の改修工事同意書又は当該空き物件の賃貸借契約書の写し</li> <li>・ 空き物件の所有者を明らかにする書類</li> <li>・ 誓約書</li> <li>・ 登記事項証明書又は開業等の届出書の写し</li> <li>・ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

## 事業計画書

## 1. 空き物件の整備を実施する者について

空き物件の整備を行う者	[住所又は所在地]
	[氏名又は名称]
	[代表者氏名]

## 2. 整備対象物件について

整備を行う空き物件の所在地	
整備を行う空き物件の所有者	

## 3. サテライトオフィスを活用して実現できる働き方改革について

働き方改革の内容	
----------	--

## 4. 整備内容について

整備に要する経費(補助対象経費)	円	
整備期間	年 月 日 ~	年 月 日
	整備の内容	金額
		円
		円
		円
	合計	円

## 5. サテライトオフィスの運用について

サテライトオフィス運用者	[住所又は所在地]
	[氏名又は名称]
	[代表者氏名]
運用者業種	
売買又は賃貸借契約日	年 月 日
運用開始日	年 月 日
運用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
サテライトオフィス を利用する従業員数	名（サテライトオフィス勤務者のみ） 〈内訳〉足利市民 名、足利市民以外 名

別記様式第3号（第6条関係）

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付申請における誓約書

年 月 日

足利市長 宛て

私は、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金の交付申請に当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 私は、次の全部の事項に該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
  - (4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
  - (5) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - (6) 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
  - (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
  - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- 2 足利市サテライトオフィス整備事業費補助金を使って整備したサテライトオフィスを3年以上運用します。
- 3 市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

別記様式第4号（第7条関係）

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった足利市サテライトオフィス整備事業費補助金について、下記のとおり交付決定したので、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

整備を行う空き物件の所在地	
整備を行う空き物件の所有者	
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市サテライトオフィス整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市サテライトオフィス整備事業費補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、通知します。

記

整備を行う空き物件の所在地	
整備を行う空き物件の所有者	
不 交 付 の 理 由	

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
 （申請者）氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定を受けた足利市サテライト  
 オフィス整備事業費補助金について、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第8  
 条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請します。

記

整備を行う空き物件の所在地	
交 付 決 定 額	円
変 更 後 補 助 対 象 経 費	円
変 更 後 補 助 金 交 付 申 請 額	円（1,000円未満切捨て）
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	
添 付 書 類	

別記様式第7号（第8条関係）

足利市指令 第 号  
年 月 日

様

足利市長



足利市サテライトオフィス整備事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった足利市サテライトオフィス整備事業費補助金の変更について、下記のとおり交付決定したので、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

整備を行う空き物件の所在地	
交 付 決 定 額	円
変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	
交 付 条 件	

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
(申請者) 氏名又は名称  
代表者氏名  
電話番号

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付申請取下届

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金について、足利市サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

整備を行う空き物件の所在地	
整備を行う空き物件の所有者	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
添付書類	

年 月 日

足利市長 宛て

住所又は所在地  
 （申請者）氏名又は名称  
 代表者氏名  
 電話番号

足利市サテライトオフィス整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け足利市指令 第 号で交付決定を受けた足利市サテライト  
 オフィス整備事業費補助金について、サテライトオフィス整備事業費補助金交付要綱第10  
 条の規定に基づき、下記のとおり実績報告します。

記

整備を実施した空き物件の所在地	
整備を実施した空き物件の所有者	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円（1,000円未満切捨て）
整備内容	
整備期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備に係る領収書の写し</li> <li>・整備前後の写真</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>